

発議第 1 号

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年 月 日提出

提出者

流山市議会議員 小田桐 仙

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

// 乾 紳一郎

提案理由 子どもの多い世帯の国民健康保険料を軽減することにより、子育て支援環境の充実及び子どもの保健の向上を図るものである。

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例
流山市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。
附則に次の1条を加える。

(子どもの被保険者に関わる保険料の減免の特例)

第13条 当分の間、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者(世帯主及び当該世帯主の配偶者を除く。以下「子ども被保険者」という。)が3人以上属する世帯における子ども被保険者(当該子ども被保険者のうち、最年長の者から順に1人目及び2人目の者を除く。)に係る第8条、第12条、第16条の3及び第16条の6の被保険者均等割額は、全て免除とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の流山市国民健康保険条例の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度までの保険料については、なお従前の例による。

発議第1号「流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由を御説明させていただきます。

少子化の進展、児童虐待の増大、ヤングケアラーなど、社会全体で子どもと、子育て世帯の支援を強める必要性が、今、社会的要請となっております。

その中において、医療保険制度の中では、唯一、国民健康保険制度だけが、世帯毎の保険料算出において、同一世帯の子どもお一人、お一人に均等割額（医療分19200円＋高齢者医療支援分5500円＝合計24700円※）を課してきました。

社会保険では考えられないような経済的負担を、世帯の経済状況を問わず、子どもの頭数だけ求めるというやり方には、全国知事会、全国市長会でも改善要望が政府に提出されております。

この度、国民的要望を受け、就学前の児童に対する均等割を半額にする制度改正が来年度、全国的に実現する運びとなりました。（※ $24700 \times 0.5 = 1万2350円$ ）

一方、就学後は全額の均等割が全てのお子さんに課せられ、就学時の負担増大と一体で家計を圧迫してしまいます。

したがって、今発議による条例改正をもって、3人以上の子どもを育てる世帯に対し、可能な範囲で負担を軽減することをもって、子どもが多くいる多子世帯への支援及び、子どもの保健の向上を図るものです。

具体的には、お子さん3人、1番目は小学生、2番目・3番目が双子という世帯の場合、2番目、3番目のお子さんが未就学とすると、お子さん3人分の均等割は総額2万4700円×3人分＝4万9400円となります。国の制度改定のままなら、2番目、3番目が就学した途端、7万4100円と1.5倍の負担増となってしまいます。そこで、発議による条例改正を加えることで、4万9400円と負担の頭打ちにすることで、激変緩和につなげます。

また一般質問でも取り上げられた、小3、小1、5才、0才などの4人のお子さんを扶養している世帯の場合、全員が小学校以上となれば、子どもの均等割だけで9万8800円となってしまいます。しか

し、発議による条例改正の結果、2人目までの均等割で頭打ちとなるため3番目の子どもが高校を卒業するまでは、毎年4万9400円分の負担が軽減になります。

子ども含め家族全員が健常者・健常児とは限りません。医療的ケアを必要とするお子さん、何らかの障害をかかえるお子さん、がんと向き合うお母さんを抱えるご家族もいます。3人以上の子どもがいるすべてのご家族へ手を差し伸べるために、委員会での御審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いをいたします。以上をもちまして発議の提案理由説明を終わります。